

鳥取県告示第521号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡 日南町	平成21年9月15日（火）	午後1時から 午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡 日野町	平成21年9月17日（木）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡 江府町	平成21年9月18日（金）	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館
日野郡	平成21年9月29日（火）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
〃	平成21年10月1日（木）から同月30日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課